

平成28年定例第4回市議会会議録（第4日）

平成28年12月16日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸			

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	総務課長	西山俊英
副市長	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣通	企画財政課 財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	坂口浩二
総務部長	馬場洋輝	子ども子育て課長	築地原良太
保健福祉部長	加藤康志	環境衛生課長	松尾和久
市民部長 兼市民課長	本荘安政	農林水産課長	木村勝幸
環境経済部長	富重巧齐	商工観光課長	松尾博
建設都市部長	松尾正春	上下水道課長	木下康彦
教育部長	大津一義	学校教育課長	加藤武美
消防長	北嶋俊治		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (9) 議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (10) 議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (11) 議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- (12) 議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (13) 閉会中の継続調査の申出について

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして高野副市長から、12月8日の会議における発言について、お手元にお配りをしております発言取り消しの申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がっております。高野副市長の発言を許します。高野副市長。

○副市長（高野道生君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長に発言のお許しをいただきましたので、発言の取り消しについて申し上げます。

平成28年12月8日の会議における私の発言部分の取り消しについて、議会での許可をお願いするものでございます。

取り消しをお願いいたしますのは、前原議員のJR渡瀬駅前整備事業計画についての一般質問での回答における個人名の部分でございます。

御理解の上、許可をいただきますようよろしくをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで皆さん方にお諮りをいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、高野副市長からの発言取り消しの申し出を許可することと決定をいたしました。

続きまして、前原武美君から、12月8日の会議における発言につきまして、会議規則第65条の規定によりまして、お手元にお配りをいたしております発言取り消しの申出書に記載しました部分を取り消したいとの申し出がっております。前原武美君の発言を許します。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）（登壇）

おはようございます。6番議員、前原武美でございます。議長より発言の許可を得ましたので、発言取り消しの申し出につきまして提案いたします。

先ほどの副市長の申し出と同じですが、12月8日の私の発言によります次の部分を取り消したいので、よろしく申し上げます。

取り消したい発言、JR渡瀬駅前整備事業についての質問における家屋移転に関する部分でございます。お取り扱いよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、前原武美君からの発言取り消しの申し出を許可することと決定をいたしました。

なお、これに伴いまして執行部の答弁における引用部分につきましても議長において適当な措置を講じますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

日程第1 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の規定により、条例の定めるところにより、本市が個人番号を用いて手続を行う事務を追加するものです。また、制度変更に伴います名称の変更についても条例の整理を行うものです。

改正の内容としましては、「乳幼児・児童医療費」を「子ども医療費」に変更し、また、子ども医療費等の公費医療の支給認定に当たり、「児童手当」、「児童扶養手当」等の特定の個人情報の利用を追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第45号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第45号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第2 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長、お願いいたします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

引き続き、議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、期末手当について年間3.15カ月を0.1カ月引き上げ、年間3.25カ月に改定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第46号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第46号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第47号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

次に、議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、議案第46号と同様に、期末手当について年間3.15カ月を0.1カ月引き上げ、年間3.25カ月に改定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第47号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

次に、議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、馬場総務部長、西山総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、本年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、民間給与との格差708円を埋めるための給料表水準の引き上げ並びに期末勤勉手当についても年間4.2カ月を0.1カ月引き上げ、年間4.3カ月とするものです。平成28年4月1日にさかのぼって適用するものです。

また、扶養手当につきましては、民間企業における支給状況や税制及び社会保障制度の見直しの動向等を勘案し、配偶者に係る手当を減額するとともに、少子化対策の観点から、子に係る扶養手当の増額を行うものです。

具体的には、配偶者に係る手当額を13千円から6,500円に減額し、子に係る扶養手当を6,500円から10千円に増額することを段階的に実施するもので、こちらにつきましては、平成29年4月1日より適用するものです。

本議案は、委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ちなみに、この給与の引き上げに対してちょっと教えていただきたいのが、勤勉手当が0.1、配偶者の手当が13千円が6,500円に下がって、子供が6,500円が10千円にふえるということですが、これによって勤勉手当もしくは配偶者のほうの手当、別々にわかればですけど、大体みやま市でどのぐらい増額になるか、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

上津原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

壇議員の質問にお答えいたします。

総額どのくらいになるのかというところの審議はしていません。ただ、今回の金額の改正の分は適当であるということで審査をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

わかりました。

いや、文面の中に、これはもう直接所管に確認したんですけど、孫という言葉があるんですよね、条例文の中に。ということは、お孫さんも、例えば、同居して扶養の対象があるということで考えれば、これは絶対数は少ないと思いますけど、どのぐらいの人間がその対象になっている数があるのか。例えば、今回の給与補正でも人事異動が重なっているから総額では減っていますが、かなりふえている所管もあるんですね。これをやることによって幾らぐらいふえるのか、もし執行部のほうでわかれば概算で結構です。その辺を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

執行部のほうから。西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

今回の人事院勧告に基づく給与改定についての増額分についてなんですけれども、給料につきましては、給与改定分といたしまして約3,000千円ふえます。

それと、扶養手当の分でございますけれども、扶養手当は来年4月から適用するようになりませんが、現在の制度から平成29年度、移行するんですけれども、移行期間の間は123,500円ふえます。そして、最終的に完成する平成30年4月からは、今の分と比べますと339千円、今の職員の支給対象が同じだとすれば増額をするというふうな形になってまいります。

それと、先ほど孫の分でございますけれども、確かに孫を扶養に入れておる職員はおりますが、ちょっとその分の数字を今把握しておりませんので、申しわけございません、後で御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第48号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第48号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。引き続き、上津原総務常任委員会委員長、お願いします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

次に、議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、本荘市民部長、盛田税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、みやま市税条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、日本と台湾における二重課税等の解消を目的として、日本居住者が台湾企業等から受け取る配当金、利子、使用料等や出張費等による非居住者による源泉税の税率等の適用を他の租税条約締結国と同様の内容に改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第49号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第50号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き、上津原総務常任委員会委員長、報告をお願いいたします。

○総務常任委員長（上津原 博君）（登壇）

引き続き、議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月13日、本荘市民部長、盛田税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律第8条の規定により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、みやま市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、国民健康保険税を課税、軽減判定する所得額について、所得税法や先ほどの議案第49号で御報告いたしました市税条例等の改正内容に基づき算定するように改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第50号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第50号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第51号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。野田産業建設常任委員会委員長、お願いします。

○産業建設常任委員長（野田 力君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、報告いたします。

議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、12月12日に松尾建設都市部長、櫻木都市計画課長及び関係係長等の出席を求めまして、委員全員の出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、平成27年10月に改正された福岡県都市計画基本方針に基づきまして、瀬高都市

計画区域と周辺の非線引き都市計画区域でございます八女、大川、筑後、柳川、黒木、広川、立花、三潴都市計画区域を一つの都市計画区域に統合することとされており、これに伴いまして瀬高都市計画区域が筑後中央広域都市計画区域に名称が変更となりますので、本条例の整理を行うものでございます。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第51号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第51号 みやま市瀬高都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番荒巻隆伸君。

○9番（荒巻隆伸君）

資料の6ページの3款2項2目の保育所施設整備事業費の件なんですけど、この資料の中に過疎地域分の加算により、補助率が変更となったため、追加補正するというふうに書いてありますが、国の補助は多分2分の1ということで聞いておりましたので、50%になるんですが、この過疎地域の加算というのはどういうふうに理解したらいいのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

荒巻議員、何ページやったですかね。

○9番（荒巻隆伸君）

資料の6ページの3款2項2目。そこに説明書きで、過疎地域分の加算により、補助率が変更となったため、追加補正するというふうに書いてありますが、国の補助は2分の1で50%の補助なんですけど、このところが加算によりということに書いてありますので、その分の説明をお願いしたいということです。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

通常の国の補助は御指摘のとおり、2分の1でございますけれども、過疎地域の加算で10分5.5となっております。（「10分の5.5」と呼ぶ者あり）はい。2分の1より0.5%多いという結果になっております。

以上でございます。（「5%」と呼ぶ者あり）5%ふえております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第52号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第52号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

日程第9 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第53号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第53号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第10 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第54号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第54号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第55号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第55号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第12 議案第56号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第56号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第56号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決をされました。

日程第13 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から目下委員会において調査中の事件におきまして、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りをいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任をすることと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第4回みやま市議会定例会を閉会いたします。

午前10時11分 閉会

上記会議の次第は、梅津俊朗の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会議員 中 島 一 博

みやま市議会議員 坂 口 孝 文